

公益社団法人 日本動物学会 成茂動物科学振興賞 選考規定

第1条 本規程は、公益社団法人日本動物学会定款第4条、及び第5条第1項4号の定めるところにより授与する研究の奨励及び研究業績の表彰に関する、受賞資格と選考基準を定めるものである。

第2条 本規程は、成茂動物科学振興賞の選考について定める。

第3条 動物学の全分野でユニークな研究を展開する研究者、特に実験系、解析系を独自に開発することで、先端かつ国際的な動物学研究を展開している会員を振興賞の候補者とする。

2. 過去に成茂科学基金を受賞した者は賞の候補者としての資格を有しない。
3. 選考委員を賞の候補者とししない。
4. 公募（自薦可）を行い、広く候補者を募集する。
5. 候補者の年齢は問わない。

第4条 成茂動物科学振興賞は、学会賞等選考委員会が選考を行い、理事会へ候補者を推薦、理事会は審議を経て、受賞者を決定する。

付則

1. この規程は、2010年4月1日から施行する。
2. 2015年1月1日改正。
3. 2021年10月1日改正。